別表1

【介護給付】

サービスの種類	障がい支援区分	基本支給量
居宅介護 （身体介護中心）	区分1	8時間
	区分2	10時間
	区分3	15時間
	区分4	28時間
	区分5	45時間
	区分6	64時間
	児童	25時間
居宅介護 （家事援助中心）	区分1	17時間
	区分2	22時間
	区分3	32時間
	区分4	59時間
	区分5	95時間
	区分6	136時間
	児童	53時間
重度訪問介護	区分3	118時間
	区分4	148時間
	区分5	185時間
	区分6	264時間
行動援護	区分3	25時間
	区分4	
	区分5	
	区分6	
	児童	
同行援護	児童・区分なし～区分6	25時間
重度障がい者等包括支援	区分6	85,750単位
短期入所	区分1～区分6	7日 但し、地域生活支援事業の日中 一時支援と合わせた日数を上限とする
	児童・区分1～ 区分3（従来区分）	
生活介護	区分3～区分6	当該月の日数から8日を控除した日数
療養介護	区分5～区分6	当該月の日数
施設入所支援	区分3～区分6	当該月の日数

【訓練等給付】

サービスの種類	基本支給量
自立訓練（機能訓練）	当該月の日数から8日を控除した日数
自立訓練（生活訓練）	
宿泊型自立訓練	当該月の日数
就労移行支援	当該月の日数から8日を控除した日数
就労継続支援（A型）	
就労継続支援（B型）	
就労定着支援	当該月の日数
自立生活援助	
共同生活援助	

【障がい児通所給付】

サービスの種類	基本支給量
児童発達支援（医療型・居宅訪問型含む）	当該月の日数から8日を控除した日数
放課後等デイサービス	手帳所持者：当該月の日数から8日を控除した日数 手帳非所持者：15日
保育所等訪問支援	5日